

公益社団法人 京都府防犯協会連合会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人京都府防犯協会連合会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都府京都市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、犯罪の防止又は治安の維持を目的とする事業を行うほか、防犯に資する活動を行っている団体（協会）及び事故又は災害の防止を目的とする団体（協会）の支援のための事業を行い、現在及び将来において犯罪のない誰もが安心して安全を享受できる地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 地域安全対策事業

ア 防犯思想の普及及び広報啓発活動

イ 防犯活動を行う防犯ボランティア団体への協力と助成

ウ 防犯活動のための情報収集や防犯活動の効果的な向上等のための防犯関連物の展示

エ 防犯活動の活性化、連携強化、知識の向上及び効果的活動等に資するための防犯会館を活用した研修会、会議等の開催と施設貸与

オ 防犯機器、防犯活動誌等のあっせん

(2) 地域安全表彰事業

防犯活動及び風俗環境浄化活動等に功労のあった者（団体）の表彰

(3) 社会風俗環境浄化対策事業

ア 善良で清浄な風俗環境醸成のための防犯思想普及と広報啓発活動

イ 風俗環境浄化活動を行うボランティア団体への協力と助成

- ウ 風俗環境浄化活動の活性化、連携強化、知識の向上及び効果的活動等に資するための研修会、会議等の開催と施設貸与
 - エ 健全な遊技場、遊技機の確保と確立のための遊技機不正防止事業
 - オ 犯罪抑止と著しく射幸心のそそり防止及び健全遊技場確保のための遊技機付加装置事業
 - カ 不特定多数の者の娯楽場を提供する者に対する健全性、適法性(社会的責任)醸成と確保のための講習会の実施
 - キ 娯楽場の不法排除、健全で適法性確保のための調査
- (4) 施設の貸与事業
- この法人の目的に資する公益性の高い法人、団体等の範囲で、その活動を支援するための防犯会館施設の貸与事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項第1号から第5号までの事業は、京都府内において行うものとする。

第3章 会 員

(会員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

(1) 正会員

この法人の目的等に賛同して入会した京都府内の単位防犯協会。

(2) 賛助会員

本会の目的等に賛同する団体(個人)であって、別に定める賛助会員に関する規定に基づき理事会の承認を得たものとする。

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

3 第1項の単位防犯協会とは、京都府内の各警察署毎に設立された各防犯協会をいう。

(会員等の資格喪失)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより、理事会の承認を受けなければならない。

2 単位防犯協会が解散したときは、理事会の定めるところにより、会長に代表者がその旨を届け出て、理事会の承認を受けて退会するものとする。

(会費の負担)

第7条 正会員は、この法人の事業活動で経常的に生じる費用に充てるため、毎年度、総会において決定された会費額を支払わなければならない。

- 2 賛助会員は、入会申込書に記載の会費額を毎年度支払うものとする。
会費額に変更が生じる場合には、賛助会員に関する規定により理事会の承認を得て変更するものとする。

(任意退会)

第8条 会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議により当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他、除名すべき正当な理由があるとき。

- 2 前項の規定により会員を除名したときは、当該会員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失又は一時停止)

第10条 前2条の場合の他、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失又は一時停止する。

- (1) 第7条の会費支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 全正会員が同意したとき。
- (3) 単位防犯協会が解散したとき。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）、財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

（開催）

第13条 総会は、定時総会として毎年度5月に1回開催する他、必要がある場合に臨時総会を開催する。

- 2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、理事会の決議に基づき開催する。

（招集）

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 正会員の議決権の8分の1以上議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

- 3 総会の招集は、緊急の場合を除き、14日前までに総会の目的、日時及び場所を示して書面で通知を発しなければならない。

（議長）

第15条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

（議決権）

第16条 総会における議決権は、正会員1人につき1個とする。

（決議）

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず次の決議は、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令に定められた事項

3 理事及び監事の選任する議案を決議するに際しては、各候補者毎に第1項の決議を行わなければならない。

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及びその会議に出席した正会員のうちから選出された議事録署名人2人が、記名押印する。

第5章 役員

(役員の設置)

第19条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 6名以上11名以内

(2) 監事 2名以上3名以内

2 理事のうち1名を会長とし、2名を副会長、1名を専務理事とする。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事、専務理事を業務執行理事とする。

4 副会長は、代表理事及び業務執行理事でない理事とする。

(役員の選任)

第20条 理事及び監事は、正会員の中から総会の決議によって選任する。

2 理事会及び総会には、単位防犯協会の代表者が出席するものとし、理事及び監事は、正会員たる単位防犯協会の代表者の中から選任する。

3 会長、副会長及び専務理事は、理事の中から理事会の決議で選任する。

4 第1項の規定にかかわらず、専務理事及び監事に適格な者を理事会で選任し、総会において決議することができる。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及び定款で定めるところにより、その職務を執行し、副会長は会長を補佐し、専務理事はこの法人の業務を分担執行する。

- 3 会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の状況を理事会に報告するものとする。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行及び財産を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 4 理事及び監事は、第19条に定める定数に足りなくなった時は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事及び監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬)

第25条 役員には、報酬は支給しない。

但し、専務理事には、職員給与を支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第26条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事の選任と解職

(種類と開催)

第28条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2 定時理事会は、理事会の定めるところにより毎事業年度2回以上開催する。

3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 会長以外の理事から会長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会招集の請求があったとき。

(3) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づき、監事から会長に招集の請求があったとき。

(招集)

第29条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集する者は、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、理事会の7日前までに、各理事及び監事に対して、その通知を発しなければならない。

(議長)

第30条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

但し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、他の理事がこれにあたる。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別な利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第32条 前項の規定にかかわらず理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき議決に加わる事ができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を表示したとき（監事がその提案に異議を述べたときを除く。）は、その提案を可決する旨を理

事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 会長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第7章 委員会

(委員会)

第34条 この法人の円滑な運営を図るために、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、理事会において選任する。

3 委員会の任務、構成、運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定めるものとする。

4 委員については、無報酬とする。

第8章 資産及び会計

(基本財産)

第35条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第36条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第37条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て総会の承認を受けるものとする。

これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間、備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第38条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で承認を受けるものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類については、その内容を報告し、その他の書類についても承認を受けるものとする。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織、事業活動の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第39条 会長は、事業年度毎に、当該事業年度の末日における公益目的取得財産額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第41条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第42条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第43条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 事務局

(事務局)

第45条 この法人に事務局を置く。

2 事務局の組織及び運営に関する事項は、理事会で定める。

第12章 雑 則

(委任)

第46条 この定款で定める他、この法人の運営に必要な事項については、会長が理事会の決議を経て、別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は、太田譲二とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 この定款は、令和2年4月1日から施行する。
- 5 この定款は、令和3年6月14日から施行する。
- 6 この定款は、令和6年4月1日から施行する。

別表 基本財産

財産種別	場所・物量等
土 地	3 3 0 . 3 8 m ² 京都府京都市上京区下立売通新町東入東立売町195番地
金融資産	2 4 , 0 0 0 , 0 0 0 円